

平成十四年政令第二百九十九号

都市再生特別措置法施行令

内閣は、都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第二条第二項、第二十条第一項、第二十九条第一項第二号、第三十条、第三十七条第一項第六号及び第四十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

(公共施設)

第一条 都市再生特別措置法(以下「法」という。)第二条第一項の政令で定める公共の用に供する施設は、下水道、緑地、河川、運河及び水路並びに防水、防砂又は防潮の施設並びに港湾における水域施設、外郭施設及び係留施設とする。

(協議会を組織するよう要請することができる都市開発事業の規模)

第二条 法第十九条第三項の政令で定める都市開発事業を施行する土地(水面を含む。)の区域(第一号において「事業区域」という。)の面積の規模は、〇・五ヘクタールとする。ただし、特定都市再生緊急整備地域内において当該都市開発事業を施行する場合においては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める規模とする。

第一次号に掲げる場合以外の場合 一ヘクタール

二 当該都市開発事業の事業区域に隣接し、又は近接してこれと一体的に他の都市開発事業が施行され、又は施行されることが確実であると見込まれ、かつ、これらの都市開発事業の事業区域の面積の合計が一ヘクタール以上となる場合 〇・五ヘクタール

(熱供給施設に準ずる施設)

第三条 法第十九条の二第九項の政令で定める施設は、水、蒸気その他国土交通大臣が定める液体又は気体(以下この条において「水等」といふ。)を加熱し、又は冷却し、かつ、当該加熱され、又は冷却された水等を利用するために必要なボイラー、冷凍設備、循環ポンプ、整圧器、導管その他の設備(熱供給施設を除く。)とする。

(公共下水道管理者の許可に係る基準)

第四条 法第十九条の七第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 接続設備の位置は、次に掲げるところによること。

イ 公共下水道の排水施設(これを補完する施設を含む。)以下この条において同じ。)

から下水を取水するために設ける接続設備は、排水施設の下水の排除に著しい支障を及ぼすおそれがない箇所に設けること。

ロ 公共下水道の排水施設に下水を流入させるために設ける接続設備は、流入する下水の水勢により排水施設を損傷するおそれがない箇所に設けること。

ハ 公共下水道の排水施設に下水を流入させるために設ける接続設備は、ますその他の排水施設に突出させないで設けるとともに、その設けた箇所からの漏水を防止すること。

イ 堅固で耐久力を有するとともに、公共下水道の施設又は他の施設若しくは工作物その他の物件の構造に支障を及ぼさないものであること。

ロ コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。

ハ 管渠は、暗渠とすること。ただし、法第十九条の二第九項に規定する設備を有する建築物内においては、この限りでない。

ニ 屋外にあるもの(管渠を除く。)においては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。

ト 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあっては、ステンレス鋼その他の防腐食ににくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。

ハ 地震によつて公共下水道による下水の排出及び処理に支障が生じないよう可撓継手の設置その他の措置が講ぜられていること。

本ト管渠の清掃上必要な箇所にあっては、ま

す又はマンホールを設けること。

チ ます又はマンホールには、密閉すること

ができる蓋を設けること。

リ ますの底には、その接続する管渠の内径又は内のり幅に応じ相当の幅のインバートを設けること。

ヌ 下水を一時的に貯留するものにあっては、臭気の発散により生活環境の保全上支障が生じないようにするための措置が講ぜられること。

ル 公共下水道の排水施設から取水する下水の量及び当該公共下水道の排水施設に流入させる下水の量を調節するための設備を設けること。

三 工事の実施方法は、次に掲げるところによること。

イ 公共下水道の管渠を一時閉じ塞ぐ必要があるときは、下水が外にあふれ出るおそれがない時期及び方法を選ぶこと。

ロ 公共下水道の排水施設に下水を流入させるために設ける接続設備は、ますその他の排水施設に突出させないで設けるとともに、その設けた箇所からの漏水を防止する措置を講ずること。

ハ その他公共下水道の施設又は他の施設若しくは工作物その他の物件の構造又は機能に支障を及ぼすおそれがないこと。

ハ 公共下水道の排水施設から取水する下水の量は、その公共下水道の下水の排除に著しい支障を及ぼさないものであること。

四 公共下水道の排水施設に流入させる下水に入ることができる物

ハ 公共下水道の排水施設から取水する下水の量は、凝集剤であつて公共下水道管理者が公共下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれがない認めたものとする。

ハ (都市公園の占用の許可の特例に係る都市再生安全確保施設)

第五条 法第十九条の七第五項の政令で定める物

ハ 凝集剤であつて公共下水道管理者が公共下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれがない認めたものとする。

ハ (都市公園の占用の許可の特例に係る都市再生安全確保施設)

第六条 法第十九条の二十第一項の政令で定める都市再生安全確保施設は、都市公園法施行令(昭和三十一年政令第二百九十号)第十二条第二項第一号の一、第二号又は第一号の二に掲げるものに該当するものとする。

ハ (法第二十条第一項の政令で定める都市再生事業の規模)

第七条 法第二十条第一項の規定による民間都市再生事業計画の認定を申請することができる都市再生事業についての同項の政令で定める都市開発事業の事業区域の面積の規模は、〇・五ヘクタールとする。ただし、特定都市再生緊急整備地域内において当該都市開発事業を施行する場合においては、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める規模とする。

第一次号に掲げる場合以外の場合 一ヘクタール

二 当該特定都市再生緊急整備地域が指定されている都市再生緊急整備地域内において当該都市開発事業の事業区域に隣接し、又は近接してこれと一体的に他の都市開発事業(当該都市再生緊急整備地域に係る地域整備方針に定められた都市機能の増進を主たる目的とする

るものに限る。)が施行され、又は施行されることが確実であると見込まれ、かつ、これらの都市開発事業の事業区域の面積の合計が二条及び第四十三条第一項に規定する申請に係る都市計画等の特例(次項において単に「都市計画等の特例」という。)の対象となる都市再生事業についての法第二十条第一項の政令で定める規模は、〇・五ヘクタール以上となる場合 〇・五ヘクタール

ハ 法第三十七条に規定する提案並びに法第四十二条及び第四十三条第一項に規定する申請に係る都市計画等の特例の対象となる関連公共公益事業(都市再生事業、都市再生事業の施行に関連して必要となる公共公益施設の整備に関する事業をいう。)に係る当該都市再生事業についての法第二十条第一項の政令で定める規模は、〇・五ヘクタールとする。

ハ (都市再生事業支援業務に係る設備の範囲)

ハ (都市再生事業支援業務に係る公益的施設の範囲)

ハ (都市再生事業支援業務に係る設備の範囲)

〔都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第三十六条の二第一項〕とする。	〔都市再生事業等を行おうとする者がその都市計画の決定又は変更を提案することができる都市施設〕
〔都市再生事業等を行おうとする者がその都市計画の決定又は変更を提案することができる都市施設は、次に掲げるものとする。〕	〔一 道路、都市高速鉄道、駐車場、自動車ターミナルその他の交通施設 二 公園、緑地、広場その他の公共空地 三 水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、ごみ焼却場その他の供給施設又は処理施設 四 河川、運河その他の水路 五 学校、図書館、研究施設その他の教育文化施設 六 病院、保育所その他の医療施設又は社会福利施設 七 防水、防砂又は防潮の施設 〔都市再生事業等に係る認可等に関する処理期間〕
〔法第四十二条の政令で定める期間は、次の各号に掲げる認可、認定又は承認の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。〕	〔法第四十二条の政令で定める期間は、第一次に掲げる認可、認定又は承認の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。〕
〔法第四十二条の政令で定める都市計画は、次に掲げるものに関する都市計画〕	〔法第四十二条の政令で定める都市計画は、次に掲げるものに関する都市計画〕
〔市町村が決定又は変更をすることができる都市計画〕	〔市町村が決定又は変更をすることができる都市計画〕

〔市町村が決定又は変更をすることができる都市計画〕	〔市町村が決定又は変更をすることができる都市計画〕

〔市町村が決定又は変更をすることができる都市計画〕	〔市町村が決定又は変更をすることができる都市計画〕

〔市町村が決定又は変更をすることができる都市計画〕	〔市町村が決定又は変更をすることができる都市計画〕

六 都市施設のうち、法第百十九条第三号の規定によるもの
（国土交通省令で定める施設に該当するもの）
（道路管理者の権限の代行）
第二十三条 法第五十八条第四項の規定により市町村が道路管理者に代わって行う権限（第四項において「市町村が代行する権限」という。）
は、道路法施行令第四条第一項第一号、第三号（道路法第二十二条第一項の規定に係る部分に限る。）、第四号、第五号、第二十号、第二十一号（道路法第四十六条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による通行の禁止又は制限に係る部分に限る。第三項において同じ。）、第三十五号（道路法第二十四条本文の規定による承認があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）、第三十六号（道路法第二十四条本文の規定による承認があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）、第三十八号、第三十九号（道路法第九十五条の二第一項の規定による意見の聴取又は通知に係る部分に限る。並びに第四条の二第二項第一号（道路法第二十二条第一項の規定に係る部分に限る。）、第四号及び第十四号に掲げるもののうち、市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。）
市町村は、前項の規定による協議が成立したときは、遅滞なく、その内容を公示しなければならない。

3 市町村は、法第五十八条第四項の規定により道路管理者に代わって道路法施行令第四条第一項第一号、第二十号又は第二十一号に掲げる権限を行った場合には、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。
4 市町村が代行する権限は、法第五十八条第三項の規定に基づき公示された国道の新設等又は国道の維持等の開始の日から同項の規定に基づき公示された当該国道の新設等又は国道の維持等の完了の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第四十一号及び第四十二号に掲げる権限については、当該完了の日後においても行うことができる。
（安全かつ円滑な交通を確保するために必要な基準）
第二十四条 法第六十二条第一項第三号の政令で定める基準は、第十七条第一号に掲げる施設等について次とのおりとする。
一 自転車道、自転車歩行者道又は歩道上に設ける場合においては、道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障のない場合を除き、当該施設等を設けたときに自転車又は歩行者が通行することができる部分の一方の幅員が、国道にあっては道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第十条第三項本文、第十条の二第二項又は第十一条第三項に規定する幅員、都道府県道又は市町村道（道路法第三条第四号の市町村道をいう。）にあつてはこれらの規定に規定する幅員を参考して同法第三十条第三項の条例で定める幅員であること。
二 広告塔又は看板の表示部分を車両（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第八号に規定する車両をいう。）の運転者から見えにくくするための措置が講ぜられていること。

（都市公園の占用の許可の特例に係る施設等に関する技術的基準）
第二十五条 法第六十二条の二第一項の政令で定める技術的基準は、次のとおりとする。
一 法第四十六条第十二項の施設等（以下この条において「居住者等利便増進施設」といいう。）又は法第四十六条第十四項第一号の施設等（以下この条において「情報提供看板等」という。）の外観及び配置は、できる限り都市公園の風致及び美観その他都市公園としての機能を害しないものとする。
二 地上に設ける居住者等利便増進施設又は情報提供看板等の構造は、倒壊、落下その他の事故による危険を防止する措置を講ずること。
三 地下に設ける居住者等利便増進施設の構造は、堅固で耐久力を有するとともに、公園施設の保全、他の占用物件（都市公園法施行令第十三条第一号に規定する占用物件をいう。）の構造又は公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないものとすること。
四 居住者等利便増進施設のうち、第十八条第一号に掲げる自転車駐車場にあってはその敷地面積が三十分方メートル以内、同条第二号に掲げる觀光案内所にあってはその建築面積が五十平方メートル以内、同条第三号に掲げる停留所の上家にあってはその建築面積が二十平方メートル以内であること。

五 情報提供看板等は、都市公園の風致の維持又は美観の形成に寄与するものとすること。
六 居住者等利便増進施設又は情報提供看板等の占用に関する工事は、次に掲げるところによること。
イ 当該工事によつて公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないようできる限り必要な措置を講ずること。
ロ 工事現場には、柵又は覆いを設け、夜間は赤色灯をつけ、その他公衆の都市公園の利用に伴う危険を防止するため必要な措置を講ずること。

ハ 工事の時期は、公園施設に関する工事又は他の占用に関する工事の時期を勘案してあること。
ニ 前号イから二までに掲げる区域内における都市開発事業であつて、当該都市開発事業の整備区域に隣接し、又は近接してこれと一緒に他の都市開発事業（都市再生整備計画の区域内において、都市再生整備計画に記載された事業と一体的に施行されることによりその事業の効果を一層高めるものに限る。）が施行され、又は施行されることが確実であると見込まれ、かつ、これらの都市開発事業の整備区域の面積の合計が〇・五ヘクタール以上となる場合における当該都市開発事業（次号及び第五号に掲げる都市開発事業を除く。）〇・二五ヘクタール

三 第一号イから二までに掲げる区域内における都市開発事業であつて、中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第九条第十四項に規定する認定基本計画において同条第二項第二号に掲げる事業として定められた都市開発事業（第五号に掲げる都市開発事業を除く。）〇・二ヘクタール

四 第一号イから二までに掲げる区域以外の区域内における都市開発事業（次号に掲げる都市開発事業を除く。）〇・二ヘクタール

五 低未利用土地の区域内における都市開発事業（五百平方メートル）

（都市再生整備事業支援業務に係る公益的施設の範囲）
第二十八条 法第七十一条第一項第一号の政令で定める公益的施設は、民間事業者間の交流又は連携の拠点となる集会施設その他国土交通大臣が定める施設であつて、国土交通大臣が定める基準に該当するものとする。
（都市再生整備事業支援業務に係る設備の範囲）
第二十九条 法第七十一条第一項第一号の政令で定める設備は、第九条に規定する設備とする。
（居住誘導区域を定めない区域）
第三十条 法第八十一条第十九項の政令で定める区域は、次に掲げる区域とする。
一 都市計画法施行令第八条第二項各号に掲げる区域（居住誘導区域を定めない区域）
二 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項に規定する地すべり防止区域（同法第一条第四項に規定する地すべり

三、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する
防止工事の施行その他の同条第一項に規定する地すべりを防止するための措置が講じられている土地の区域を除く。)

法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条
第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域（第
三十六条において「急傾斜地崩壊危険区域」

四　　といふ、同法第二条第三項に規定する急傾斜地崩壊防止工事の施行その他の同条第一項に規定する急傾斜地の崩壊を防止するための措置が講じられている土地の区域を除く。) 対策の推進に関する法律(平成十二年法律第

五十七号) 第九条第一項に規定する土砂災害特別警戒区域

（都市計画の決定等）の是案をすることができる
法律第七十七号）第五十六条第一項に規定す
る浸水被害防止区域

第三十一条 特定住宅整備事業の住宅の戸数の要件) 第八十九条第一項の政令で定める

戸数(二二戸)と云ふ
等の特例)
等の特例) 去第へ一七五(二第一頁)見記
戸数(二二戸)と云ふ
等の特例) 去第へ一七五(二第一頁)見記

第三十二条 法第八十七条の二第一項の規定によつては、宅地造成等関係行政事務を処理する市町村長は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和三十二年三月二十六日法律第二百四十九号）第二条第一項の規定によつては、

和三十七年政令第十六号) 第二十条及び第三十九条の規定する都道府県知事とみなす。これらの規定に規定する都道府県の適用については、これらの規定に規定する都道府県の適用については、これらの規定に規定する都道府県の適用については、これらの規定に規定する都道府県の適用については、

法第八十七条の二第一項の規定によりその長は、宅地造成等関係行政事務を処理する市町村は、盛土等規則施行令第一項の規定に依り、同項に規定する

(建築等の届出の対象となる住宅の戸数等の要
求) 条例第10条の規定の適用については、同條に規定する
都道府県とみなす。

第三十三条 法第八十八条第一項の政令で定める戸数は、三戸とする。

○・一へクタールとする。
法第八十八条第一項の政令で定める規模は

第三十四条 法第八十八条第一項第一号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

住宅等で仮設のもの又は農林漁業を営む者の居住の用に供するものの建築の用に供する目的で行う開発行為

第三十五条	法第八十九条第一項第三号の政令で定める行為は、都市計画施設（第四十五条において「都市計画施設」という。）を管理することとなる者が当該都市施設に関する都市計画に適合して行う行為（都市計画事業の施行として行うものを除く。）とする。	（勧告に従わなかつた旨の公表に係る区域）	第三十六条	法第八十九条第五項の政令で定める区域は、急傾斜地崩壊危険区域とする。	第三十七条	（特定開発行為に係る住宅の戸数等の要件）	第三十八条	法第九十条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。	第三十九条	法第九十条の政令で定める規模は、○・一へ	二	前号の住宅等の新築として行う行為に準ずる行為	三 建築物を改築し、又はその用途を変更して第一号の住宅等とする行為	
第三十四条	建築又は建設	建築又は第一種特定工作物の建築	建築又は第一種	建築物又は第一種特定工作物（いすれも）	建築物又は第一種	第一種特定工作物	存する建築物又は第一種特定工作物	存する住宅等（都市再生特別措置法第九十条に規定する住宅等をいう。以下この条において同じ。）	第三十四	同条	字句	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替えられる字句
第三十号	又は建設	住宅等の建築	建築	住宅等の建築	住宅等（）	住宅等（）	住宅等（）	住宅等（）	第二	定	クタール	（技術的読替え）	（技術的読替え）	（建築等の届出を要しない都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為）

条第五号中「建築物」とあるのは、「住宅等（都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十ニ号）第九十条に規定する住宅等をいう。）とする」とする。

(開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可の基準)

四十三条第二項の規定を読み替えて適用する場合における都市計画法施行令第三十六条第一項の規定の適用については、同項第一号中「建築

の規定の適用について、同法第一号に「建築物又は第一種特定工作物の敷地」とあるのは、「住宅等」(都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第17条の規定による)を意味する。

（法律第二十二号）第九十条の規定により読み替えて適用する法第四十三条第一項に規定する住宅等をいう。第三号イを除き、以下この項において

て同じ。」の敷地」と同号イ(4)並びに同項第二号並びに第三号イ及びハからホまでの規定中「建築物又は第一種特定工作物」とあるの

は「住宅等」と、同号中「建築物又は第一種特定工作物が次の」とあるのは「住宅等がイ又はハからホまでの」と、同号イ中「法第三十四条

第一号から第十号まで」とあるのは「都市再生特別措置法第九十条及び都市再生特別措置法施行令(平成十四年政令第百九十号)第三十八条

の規定により読み替えて適用する法第三十四条第八号の二に規定する代わるべき住宅等又は同条第十号一と、同号ハ及びホ中「市街化を」と

あるのは「住宅地化を」と、市街化区域内とあるのは「居住調整地域外」と、同号ハ中「建物の併用」(女将店)は用途の変更によ

建築物の新設 改築者しくは用途の変更又は第一種特定工事の新設」とあるのは「住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその

用途を変更して住宅等とする行為」と「第二十九条の九各号」とあるのは、「都市再生特別措置法施行令第三十九条の規定により読み替えて

適用する第二十九条の九各号」と、同号二中「法」とあるのは「都市再生特別措置法第九十条及び都市再生特別措置法施行令第三十八条の

規定により読み替えて適用する法」と、同号ニ及び木中「建築し、又は建設する」とあるのは「建築する」とする。

(開発許可関係事務を処理する市町村長等の特例)

発許可関係事務を処理する市町村長は、都市計画法施行令第三十六条第一項の規定の適用につ

